

LEC 渋谷駅前本校 リアル実務体験会 第3弾

**(株)La・Gola を上場させる！**

**特許で資金調達を成功させます！**

担当：弁理士・行政書士 芦田 圭司

【書類名】 特許願

【整理番号】 P13058

【提出日】 平成 25 年 11 月 4 日

【あて先】 特許庁長官殿

【国際特許分類】 A01H 5/00

【発明者】

【住所又は居所】 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 6 - 1 7 株式会社ラゴーラ内

【氏名】 植木 昭好

【特許出願人】

【住所又は居所】 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 6 - 1 7

【氏名又は名称】 株式会社 La・Gola

【代理人】

【識別番号】 100655358

【弁理士】

【氏名又は名称】 芦田 圭司

【手数料の表示】

【振替番号】 00005108

【納付金額】 15,000 円

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 要約書 1

【物件名】 図面 1

【書類名】 明細書

【発明の名称】 青色発光生花

【技術分野】

【0001】

本発明は、自ら青色に発光する生花に係り、自然な美しさを演出することができる青色発光生花に関する。

【背景技術】

【0002】

従来の花束用照明装置としては、特許文献1記載の技術が知られている。特許文献1記載の技術は、2本の絶縁ワイヤーからなるリード線にLEDで構成される照明ランプを取り付けて照明手段とし、このような照明手段を複数束ねておき、これを花束に組み込んでICの点滅機構によって点滅照明するものである。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】 実開平5-25601号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、特許文献1記載の技術にあっては、人工の照明ランプによって光らせるものであるので、人工的な印象を与え、自然な美しさを演出するには不十分であった。

【0005】

そこで、本発明は、このような従来技術の有する未解決の課題に着目してなされたものであって、自然な美しさを演出することができる青色発光生花を提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

【0006】

上記目的を達成するために、本発明に係る青色発光生花は、キリディウス属か

ら抽出された蛍光タンパク質の遺伝子情報を遺伝子組換え技術を用いて導入してなることを特徴とする。

**【発明の効果】**

**【0007】**

以上説明したように、本発明に係る青色発光生花によれば、自ら青色に発光することができるので、従来に比して、自然な美しさを演出することができる。

**【図面の簡単な説明】**

**【0008】**

**【図1】** 本発明の青色発光生花の花束の外観図である。

**【図2】** *Chiridius poppei*由来のGFP様蛍光タンパク質CpYGFPの蛍光スペクトルと、励起スペクトルを示す図である。

**【図3】** *Chiridius poppei*由来のGFP様蛍光タンパク質CpYGFPの結晶構造を示す図であり、結晶の単位格子中に二量体として存在するCpYGFPの全体構造をリボンモデル表示したステレオ図である。

**【発明を実施するための形態】**

**【0009】**

以下、本発明の実施の形態を説明する。

本実施の形態では、蛍光を発するトレニアを創製する際、*Chiridius poppei*由来の蛍光タンパク質の完全長アミノ酸配列をコードするDNA断片を、T-DNA型発現ベクター系に挿入し、植物体の染色体DNAに導入することで、該植物の細胞内で*Chiridius poppei*由来の蛍光タンパク質を組み換え発現させ、産生される成熟型の蛍光タンパク質を、その蛍光源として、利用している。

**【0010】**

その際、植物の染色体DNA中に、*Chiridius poppei*由来の蛍光タンパク質の完全長アミノ酸配列をコードするDNA断片を導入する手段として利用する、T-DNA型発現ベクター系は、国際公開第03/018808号パンフレットに開示される、Fox-huntingシステム (full-length cDNA over-expression gene hunt

ing system) の開発に利用される組み換え発現系である。すなわち、大腸菌・アグロバクテリウム系バイナリー・ベクター中、上流側と下流側の T-DNA・ボーダー塩基配列に挟まれる領域に、外来のプロモータと、ポリ・アデニレーション・シグナル配列並びにターミネーターを設け、前記プロモータと、ポリ・アデニレーション・シグナル配列との間に、目的とする DNA 断片を挿入する。この目的とする DNA 断片を挿入した大腸菌・アグロバクテリウム系バイナリー・ベクターを、Ti-プラスミドを有するアグロバクテリウム・チュメファシエンスに導入し、形質転換菌株を作製した後、この形成転換菌株を対象の植物に感染させ、トレニアを創製する。

#### 【0011】

この形質転換法を利用することで、前記バイナリー・ベクター中の二つの T-DNA・ボーダー塩基配列に挟まれる領域が、アグロバクテリウム・チュメファシエンスの Ti-プラスミド中の Vir 領域に存在する、遺伝子群 Vir A, B, C, D, E, G の遺伝子に由来する産物によって、対象植物の染色体 DNA への導入が促進される。すなわち、アグロバクテリウム・チュメファシエンスの感染により、その本来の T-DNA が挿入される部位に、前記バイナリー・ベクター中の二つの T-DNA・ボーダー塩基配列に挟まれる領域が導入される。

#### 【0012】

実際には、アグロバクテリウム・チュメファシエンス形質転換菌株は、その本来の T-DNA 領域も保持しているため、前記バイナリー・ベクター中の二つの T-DNA・ボーダー塩基配列に挟まれる領域が導入される以外に、本来の T-DNA 領域が導入されるものの存在するが、植物体に腫瘍（クラウンゴール）を生じさせるか否かを確認することで、本来の T-DNA 領域が導入されたものを選別し、排除することが可能である。

#### 【0013】

本実施の形態で利用される *Chiridius poppei* 由来の蛍光タンパク質は、

下記のアミノ酸配列（配列番号：1）：

MTTFKIESRI HGNLNGEKFE LVGGGVGEEG RLEIEMKTKD KPLAFSPFLL SHCMGYGFYH 60

FASFPKGTKN IYLHAATNGG YTNTRKEIYE DGGILEVNFR YTYEFNKIIG DVECIGHGFP 120  
SQSPIFKDTI VKSCPTVDLM LPMSGNIIAS SYARAFQLKD GSFYTAEVKN NIDFKNPIHE 180  
SFSKSGPMFT HRRVEETHTK ENLAMVEYQQ VFNSAPRDM 219

を、完全長アミノ酸配列として有する、*Chiridius poppei*由来の野生型蛍光タンパク質：CpYGF P、又は、

下記のアミノ酸配列（配列番号：3）：

MTTFKIESRI HGNLNGEKFE LVGGVGEEG RLEIEMKTKD KPLAFSPFLL SFCMGYGFYH 60  
FASFPKGTKN IYLHAATNGG YTNTRKEIYE DGGILEVNFR YTYEFNKIIG DVECIGHGFP 120  
SQSPIFKDTI VKSCPTVDLM LPMSGNIIAS SYARAFQLKD GSFYTAEVKN NIDFKNPIHE 180  
SFSKSGPMFT HRRVEETHTK ENLAMVEYQQ VFNSAPRDM 219

を、完全長アミノ酸配列として有する、*Chiridius poppei*由来の改変体型蛍光タンパク質：CpYGF P H52Fである。

#### 【0014】

本実施の形態によれば、自ら青色に発光することができるので、従来に比して、自然な美しさを演出することができる。

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

キリディウス属から抽出された蛍光タンパク質の遺伝子情報を遺伝子組換え技術を用いて導入してなることを特徴とする青色発光トレニア。

【請求項 2】

請求項 1 において、

前記蛍光タンパク質は、

下記のアミノ酸配列（配列番号：1）：

MTTFKIESRI HGNLNGEKFE LVGGGVGEEG RLEIEMKTKD KPLAFSPFLL SHCMGYGFYH 60  
FASFPKGTKN IYLHAATNGG YTNTRKEIYE DGGILEVNFR YTYEFNKIIG DVECIGHGFP 120  
SQSPIFKDTI VKSCPTVDLM LPMSGNIIAS SYARAFQLKD GSFYTAEVKN NIDFKNPIHE 180  
SFSKSGPMFT HRRVEETHTK ENLAMVEYQQ VFNSAPRDM 219

を、完全長アミノ酸配列として有する、*Chiridius poppei*由来の野生型蛍光タンパク質：CpYGFp、又は、

下記のアミノ酸配列（配列番号：3）：

MTTFKIESRI HGNLNGEKFE LVGGGVGEEG RLEIEMKTKD KPLAFSPFLL SFCMGYGFYH 60  
FASFPKGTKN IYLHAATNGG YTNTRKEIYE DGGILEVNFR YTYEFNKIIG DVECIGHGFP 120  
SQSPIFKDTI VKSCPTVDLM LPMSGNIIAS SYARAFQLKD GSFYTAEVKN NIDFKNPIHE 180  
SFSKSGPMFT HRRVEETHTK ENLAMVEYQQ VFNSAPRDM 219

を、完全長アミノ酸配列として有する、*Chiridius poppei*由来の改変体型蛍光タンパク質：CpYGFp H52Fであることを特徴とする青色発光トレニア。

【書類名】 要約書

【要約】

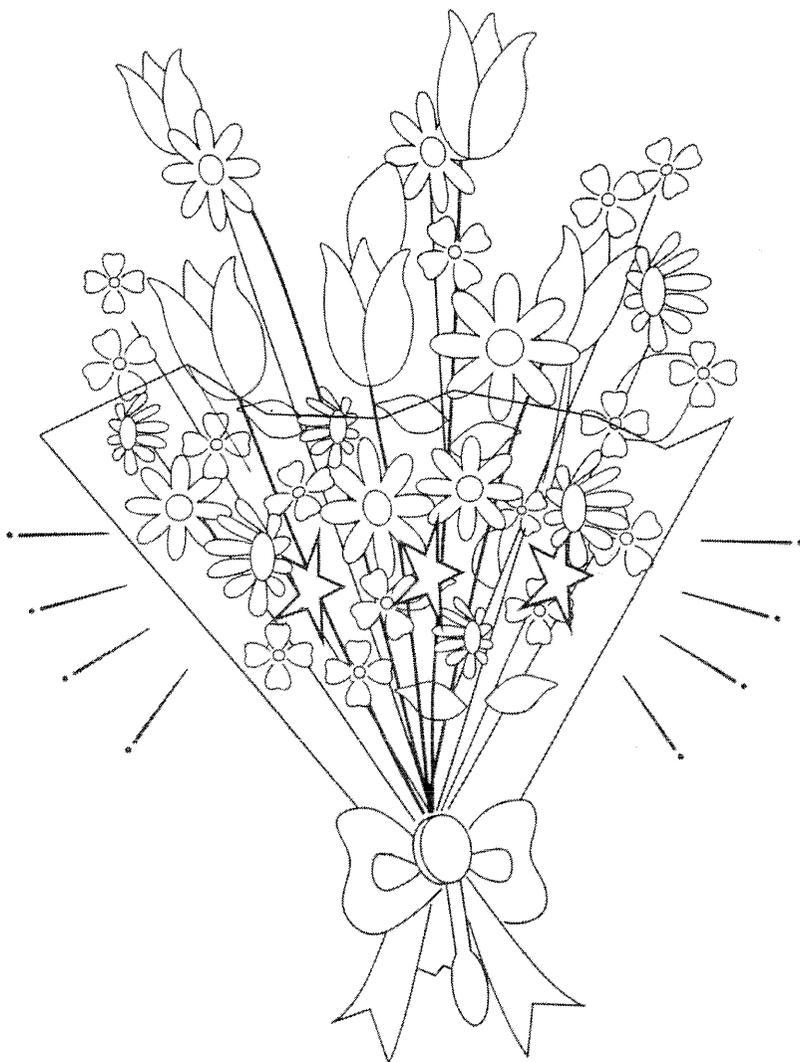
【課題】 自然な美しさを演出することができる青色発光トレニアを提供する。

【解決手段】 青色発光生花は、キリディウス属から抽出された蛍光タンパク質の遺伝子情報を遺伝子組換え技術を用いて導入してなる。

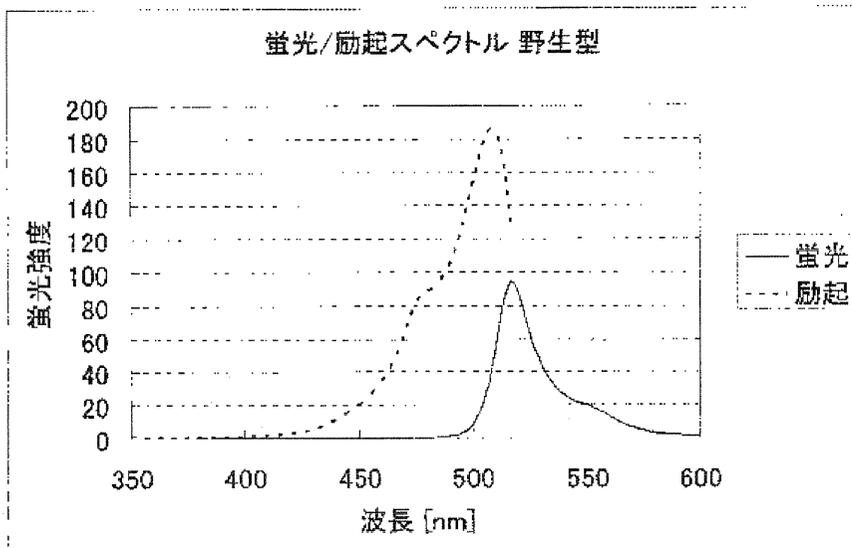
【選択図】 図 1

【書類名】 図面

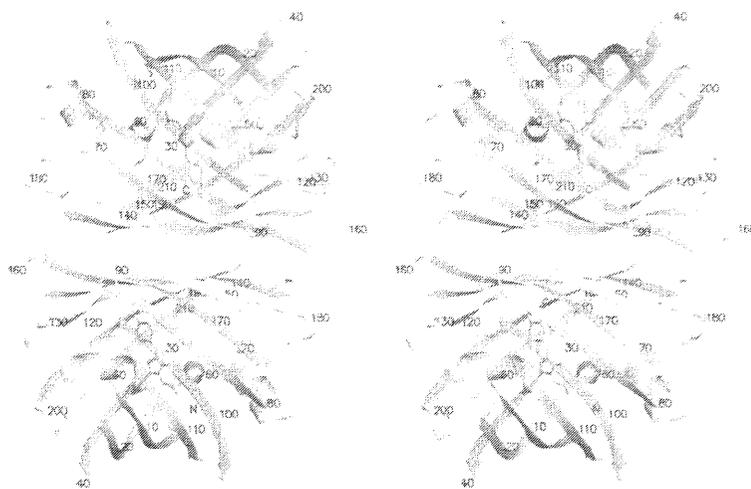
【図 1】



【図 2】



【図 3】



【書類名】 特許願

【整理番号】 P13059

【提出日】 平成 25 年 11 月 4 日

【あて先】 特許庁長官殿

【国際特許分類】 G06F 17/60

【発明者】

【住所又は居所】 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 6 - 1 7 株式会社ラゴーラ内

【氏名】 植木 昭好

【特許出願人】

【住所又は居所】 東京都渋谷区道玄坂 2 丁目 6 - 1 7

【氏名又は名称】 株式会社 La・Gola

【代理人】

【識別番号】 100655358

【弁理士】

【氏名又は名称】 芦田 圭司

【手数料の表示】

【振替番号】 00005108

【納付金額】 15,000 円

【提出物件の目録】

【物件名】 明細書 1

【物件名】 特許請求の範囲 1

【物件名】 要約書 1

【物件名】 図面 1

【書類名】 明細書

【発明の名称】 生花流通システム

【技術分野】

本発明は、生花流通システムに係り、生花流通システムに関する。

【背景技術】

従来の生花の市場取引においては、通常、生産者が独自に生産品を生産し、その生産品が花卉市場等の仲介者を経由して小売店等の販売者に卸売され、更にその販売店の店舗においてその生産品が最終消費者に販売されるという流通経路がとられる。

また、近年WEB市場を利用した通信販売等の直接取引においては、例えば、特許文献1の「花の注文生産システム」のように、仲介者や販売者を介することなく、生産者から直接生産品が消費者に配送される流通経路がとられることもある。

【先行技術文献】

【特許文献】

【特許文献1】 実開平5-25601号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、従来の生花の流通形態にあつては、販売者が仕入れた生花が売れ残ってしまう場合が多く、在庫ロスが大きいという問題があつた。

そこで、本発明は、このような従来の技術の有する未解決の課題に着目してなされたものであつて、生花の在庫ロスを低減するのに好適な生花流通システムを提供することを目的としている。

【課題を解決するための手段】

上記目的を達成するために、本発明に係る生花流通システムは、生花の生産者と販売者を仲介する仲介者が使用する仲介者端末と、前記販売者が使用する販売者端末と、システム管理者が使用する管理者端末とをネットワークを介して接続し、前記仲介者端末は、前記生産者から入荷する生花の入荷量を入力する入荷量入力手段を備え、前記販売者端末は、販売者が購入を希望する生花の購入希望量

を入力する購入希望量入力手段を備え、前記管理者端末は、前記入荷量入力手段で入力した入荷量と前記購入希望量入力手段で入力した購入希望量との差が最小となるように流通経路を計画する流通計画手段を備えることを特徴とする。

#### 【発明の効果】

以上説明したように、本発明に係る生花流通システムによれば、生花の入荷量と購入希望量との差が最小となるように流通経路が計画されるので、従来に比して、生花の在庫ロスを低減することができる。

#### 【図面の簡単な説明】

【図 1】 本発明に係る生花流通システムの構成の一実施形態を示す図である。

【図 2】 本発明に係る生花流通システムで使用される各種テーブルの一実施形態の構成例を示す図である。

【図 3】 本発明に係る生花流通システムにおける仲介者、販売者の年間生産計画発注機能画面の一実施形態の表示例を示す図である。

#### 【発明を実施するための形態】

以下、本発明の実施の形態を説明する。

生花流通システムは、図 1 に示すように、生産者 110、仲介者 120、販売者 130、消費者 140、及びシステム管理者 150 を含み、これらはその場所、人及び組織、機能については、従来の生産者、仲介者、販売者、消費者の場合と同様である。

生花流通システムは、更に、各拠点の生産者 110、仲介者 120、販売者 130 に、それぞれのパーソナル・コンピュータ（生産者端末 111、仲介者端末 121、販売者端末 131）複数をそれぞれ配し、システム管理者 150 にサーバ・コンピュータ（管理者端末 151）を配し、これらが相互にインターネットを利用したネットワークにより通信可能なように接続されている。

システム管理者 150 のサーバ・コンピュータは、情報系サーバと業務系サーバとに物理的に分離されている。

生花流通システムでは、システム管理者 150 から年間生産計画情報が生産者 110 及び仲介者 120 に提示されると、これに基づいて年間予約生産品が競り

を通さないで生産者110から仲介者120又は販売者130に生産品が出荷される。出荷用の生花用梱包資材が生産者110のところに出荷時期以前に回送され、出荷時は、この梱包資材を用いて出荷する。仲介者120又は販売者130に配送された生産品は、販売者130を経て消費者140に頒布される。

次に、システム管理者150が管理するデータベース250のデータ構造を説明する。

データベース250には、生花流通システムの上記各機能を実現するために必要なデータが保存されている。データは、データベースとしてテーブル形式で保持されるが、機能毎に参照権限が異なるように用意される。

図2に、本システムで使用する主要なテーブル例を示す。図2-(a)の生産者管理テーブル251は、生産者110の属性管理を行い、作付け日付から出荷までの管理を行う。図2-(b)の販売者管理テーブル252は、販売者130の属性管理を行い、購入日付から購入量、販売先、販売量までの管理を行う。

図2-(c)の流通管理テーブル253は、梱包資材800の所在管理を行い、梱包された生花と共に流通上の所在を確認する。図2-(d)の顧客管理テーブル254は、販売者130と消費者140の属性管理を行い、消費者140の購入履歴、取得ポイント管理等を行う。これらのテーブルは、本システムの理解を容易にするための一部例を示したのであって、実際は、他の項目からなるテーブルがRDB形式で追加される。

また、生産者管理テーブル251、販売者管理テーブル252、流通管理テーブル253のほとんどの項目は、本システム立ち上げ時に予め登録されていることが必要である。もちろん、稼働後、生花流通システムを利用する生産者110、販売者130等を追加することも可能で、1レコード毎追加される。

顧客管理テーブル254は、消費者140が生花流通システムに参加し、個人情報登録を許諾した場合に、1レコード毎追加され、消費者140にユニークなIDとPWが発行され、登録可能となる。もちろん、登録後、本人の意思により削除することも可能となる。

次に、生花流通システムの各機能を説明する。

生花流通システムは、大きく4つのサブシステム、即ち主として生花の生産を

支援する生産支援サブシステム、主として生花の流通を支援する流通支援サブシステム、主として生花の販売を支援する販売支援サブシステム、及び主として消費者を支援する消費者支援サブシステムを含んでいる。

生産支援サブシステムは、更に、年間生産計画支援機能、生花管理支援機能及び生花出荷管理支援機能を有している。

年間生産計画支援機能は、生産者110が仲介者120及び販売者130の年間生産計画に基づき、生花の作付け時期、出荷時期、作付け出荷量、作付け品種、出荷形態、出荷ランクを指定できる機能である。生花管理支援機能は、生産者110が、作付け後生花の生育を天候の変化や温度管理等によりスケジュール管理できる機能である。生花出荷管理機能は、出荷における仲介者120又は販売者130への出荷又は直送、配送方式、出荷・着荷等の清算処理を管理できる機能である。

流通支援サブシステムは、更に、年間生産計画発注支援機能、配送管理機能、梱包資材管理機能及び流通経路計画機能を有している。

年間生産計画発注支援機能は、仲介者120又は販売者130が月単位の経年変化からの需要予測に基づき、品種、仕入れ量、仕入れ形態、仕入れランクを発注し、そのスケジュールに適合した生産物の提供を可能にする機能である。この際、販売者130が発注した情報は、仲介者120を經由し、時期に応じて取り纏められた発注が生産者110に届く機能を有している。配送管理支援機能は、生産者110の生産品の出荷時期に合わせて、配送先、配送ルート进行管理する機能である。また、梱包資材管理機能は、出荷時期、出荷量に合わせて、必要な資材を事前に仲介者120又は販売者130からの「回送」を管理する機能を有している。流通経路計画機能は、仲介者端末で入力した入荷量と販売者端末で入力した購入希望量との差が最小となるように流通経路を計画する。

販売支援サブシステムは、更に、受発注管理機能、出荷・配送状況管理機能、生花鮮度管理機能及び顧客管理機能を有している。

受発注管理機能は、仲介者120と販売者130及び販売者130間での生産品の発注・受注処理を可能にする機能である。仲介者120は、取扱量により、纏めた生産品を生産者110に発注し、仲介者120又は販売者130に「出荷」

又は「直送」させることができる。出荷・配送状況管理機能は、生産者110から仲介者120又は販売者130に「出荷」又は「直送」された生産品の移動状況とその梱包資材とともに管理し、生産品現品の所在状況を管理する機能である。生花鮮度管理機能は、出荷・配送状況管理機能と共に生産品の出荷方式、温度管理状態、鮮度状態を管理し、鮮度利用期限を表示する機能を有している。顧客管理機能は、販売者130の顧客である消費者140の情報を登録・管理する機能で優良顧客に対するポイントサービス等の付加サービスを表示管理する機能である。

#### 【符号の説明】

110…生産者、111…生産者端末、120…仲介者、121…仲介者端末、  
130…販売者、131…販売者端末、140…消費者、150…システム管理者、151…管理者端末

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

生花の生産者と販売者を仲介する仲介者が使用する仲介者端末と、前記販売者が使用する販売者端末と、システム管理者が使用する管理者端末とをネットワークを介して接続し、

前記仲介者端末は、前記生産者から入荷する生花の入荷量を入力する入荷量入力手段を備え、

前記販売者端末は、販売者が購入を希望する生花の購入希望量を入力する購入希望量入力手段を備え、

前記管理者端末は、前記入荷量入力手段で入力した入荷量と前記購入希望量入力手段で入力した購入希望量との差が最小となるように流通経路を計画する流通計画手段を備えることを特徴とする生花流通システム。

【書類名】 要約書

【要約】

【課題】 生花の在庫ロスを低減するのに好適な生花流通システムを提供する。

【解決手段】 生花の生産者と販売者を仲介する仲介者120が使用する仲介者端末121と、販売者130が使用する販売者端末131と、システム管理者150が使用する管理者端末151をネットワーク接続し、管理者端末151は、仲介者端末で入力した入荷量と販売者端末で入力した購入希望量との差が最小となるように流通経路を計画する流通経路計画機能を備える。

【選択図】 図1



【図2】

251生産者管理テーブル

生産者コード	生産者名	住所	生産品コード	生産品名	作付け量	作付け日	出荷予定日
S0001	生産者A	北海道	K0001	菊	30,000	3月10日	6月30日
S0002	生産者B	長野県	K0001	菊	10,000	4月20日	8月10日
S0003	生産者C	熊本県	B0003	バラ	5,000	1月20日	5月10日
S0004	生産者D	沖縄県	C0004	チューリップ	20,000	10月1日	2月10日
...	...	...	...	...	...	...	...

(a)

252販売者管理テーブル

販売店コード	店名	住所	生産品コード	生産品名	購買量	購入予定日
H0001	販売店A	東京都	K0001	菊	5,000	9月1日
H0002	販売店B	東京都	K0001	菊	10,000	10月1日
H0003	販売店C	千葉県	B0003	バラ	3,000	7月10日
H0004	販売店D	埼玉県	C0004	チューリップ	5,000	4月30日
...	...	...	...	...	...	...

(b)

253流通管理テーブル

管理コード	所在地コード	搬送種別	搬送先	ロット数	...
K0001	S0002	01	仲介者A	1000.0	
K0002	S0004	01	仲介者B	500.0	
K0003	H0002	02	販売店B	100.0	
K0004	T0001	01	仲介者A	500.0	
...	...	...	...	...	...

(c)

254顧客管理テーブル

顧客コード	顧客名	住所	購入履歴	販売店コード	累積ポイント	...
C0001	消費者A	東京都	2009/10/1	H0001	10,000	
C0002	消費者B	東京都	2009/12/23	H0002	7,000	
C0003	消費者C	千葉県	2010/12/30	H0003	2,500	
C0004	消費者D	埼玉県	2010/2/28	H0004	100	
...	...	...	...	...	...	...

(d)



形式要件 (JASDAQ 内国株 (スタンダード・グロース))

	スタンダード	グロース
(1) 株券等の分布状況 (上場時見込み)	a. 公募又は売出し株式数が 1,000 単位又は上場株式数の 10%いず れか多い株式数以上 b. 株主数 200 人以上	同左
(2) 流通株式時価総額 (上場時見込み)	5 億円以上	同左
(3) 純資産の額 (上場時見込み)	2 億円以上	正
(4) 利益の額又は時価総額 (利益の額については、連 結経常利益金額に少数株 主損益を加減)	次の a 又は b に適合すること a. 最近 1 年間の利益の額が 1 億円 以上であること b. 時価総額が 50 億円以上	-
(5) 虚偽記載又は不適正意見等	a. 「上場申請のための有価証券報 告書」に添付される監査報告書 (最近 1 年間を除く)において、 「無限定適正」又は「除外事項 を付した限定付適正」 b. 「上場申請のための有価証券報 告書」に添付される監査報告書 等(最近 1 年間)において、「無 限定適正」 c. 上記監査報告書又は 四半期レ ビュー報告書に係る財務諸表等 が記載又は参照される有価証券 報告書等に「虚偽記載」なし d. 新規上場申請に係る株券等が国 内の他の金融商品取引所に上場 されている場合にあつては、次 の (a) 及び (b) に該当するも のでないこと (a) 最近 1 年間の内部統制報告 書に「評価結果を表明でき ない」旨の記載 (b) 最近 1 年間の内部統制監査 報告書に「意見の表明をし ない」旨の記載	同左
(6) 上場会社監査事務所による監 査	上場会社監査事務所の監査を受 けていること	同左
(7) 株式事務代行機関の設置	東京証券取引所 (以下「東証」 という) の承認する株式事務代	同左

	行機関に委託しているか、又は当該株式事務代行機関から株式事務を受託する旨の内諾を得ていること	
(8) 単元株式数及び株券の種類	単元株式数が、100株となる見込みのあること 新規上場申請に係る株券等が、次の a から c のいずれかであること a. 議決権付株式を 1 種類のみ発行している会社における当該議決権付株式 b. 複数の種類の議決権付株式を発行している会社において、経済的利益を受ける権利の価額等が他のいずれかの種類の議決権付株式よりも高い種類の議決権付株式 c. 無議決権株式	同左
(9) 株式の譲渡制限	新規上場申請に係る株式の譲渡につき制限を行っていないこと又は上場の時までに制限を行わないこととなる見込みのあること	同左
(10) 指定振替機関における取扱い	指定振替機関の振替業における取扱いの対象であること又は取扱いの対象となる見込みのあること	同左

## 上場審査の内容

スタンダード	グロース
(企業の存続性)	(企業の成長可能性)
事業活動の存続に支障を来す状況にないこと	成長可能性を有していること
(健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)	(成長の段階に応じた健全な企業統治及び有効な内部管理体制の確立)
企業規模に応じた企業統治及び内部管理体制が確立し、有効に機能していること	成長の段階に応じた企業統治及び内部管理体制を確立していること
(企業行動の信頼性)	同左
市場を混乱させる企業行動を起こす見込みのないこと	
(企業内容等の開示の適正性)	同左
企業内容等の開示を適正に行うことができる状況にあること	
その他公益又は投資者保護の観点から東証が必要と認める事項	同左

## 上場申請書類について

上場申請時及び上場までに提出する必要がある書類は下表のとおりです。

(記号表記・規程の記載について)

規…有価証券上場規程

施…有価証券上場規程施行規則

※…東証所定の様式に基づきご提出いただきます。

◎…事務主幹事の取引参加者が提出することになります。

◆…予備申請の際にご提出いただく書類になります。

◇…予備申請の際にご提出いただく書類になりますが、予備申請時はドラフト・未確定版でも結構です。

(写)…原本の写しをご提出いただきます。

(原)…原本証明を付記していただきます。

提出書類	部数	提出時期	提出の根拠規程	備考
有価証券新規上場予備申請書◆	1部	予備申請日	規 1202 条①	
有価証券新規上場申請書※	1部	上場申請日	規 1204 条①	予備申請を行う場合においても、後日、正式に上場申請をしていただく際に、当申請書をご提出いただくこととなります。
新規上場申請に係る宣誓書◆※	1部	上場申請日	規 1204 条①	当該宣誓書にて、「上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。」と記載していただきます。したがって、上場申請日又は予備申請日にご提出いただく「有価証券届出書（ドラフト）」及び「不動産投資信託証券に係る発行者等の運用体制等に関する報告書」等の内容が未確定の場合（時間の経過により新たに発生する事実等を除きます。）には、原則として、上場申請及び予備申請を受理することはできませんのでご留意ください。
投資信託協会の会員であることを証する書面（入会承認通知（写））	1部	上場申請日	有価証券新規上場申請書添付書類	「有価証券上場申請書」の添付書類となります。予備申請時に提出できない場合には、予備申請後、上場申請日までに速やかにご提出ください。
運用資産の価格算定に係る参考書類（不動産鑑定評価書（写）等）◇	各1部	上場申請日	有価証券新規上場申請書添付書類	同上
貸借契約書の運用資産に係る契約書（写）等◇	各1部	上場申請日	有価証券新規上場申請書添付書類	同上
投資法人の直近の貸借対照表、損益計算書及び附属明細表◇	各1部	上場申請日	有価証券新規上場申請書添付書類	同上
不動産投資信託証券の分布状況表※	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)a	
不動産取得に係る確約書◎	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)b	
適時開示に関する助言契約の締結に関する確約書◎	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)c	幹事取引参加者（幹事証券会社）から「推薦書」をご提出いただく場合には、提出の必要はありません。
推薦書◎※	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)c	「適時開示に関する助言契約の締結に関する確約書」をご提出いただく場合には、提出の必要はありません。
不動産投資信託証券の発行者等の運用体制等に関する報告書◆※	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)d	
反社会的勢力との関係がないことを示す確認書◆※	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)e	添付資料も併せてご提出ください。
確認書◎※	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)f	
投資法人の規約◆（写）（原）	2部	上場申請日	施 1202 条②(1)g	
投資信託法第 187 条の登録を受けていることを証する書面（写）	1部	上場申請日	施 1202 条②(1)h	
名義書換事務委託契約書及び覚書（写）（原）	各1部	上場申請日	施 1202 条②(1)i	
投資口取扱規則◆（写）（原）	1部	上場申請日	規 1204 条⑤	
諸規程集（写）◆	各1部	上場申請日	規 1204 条⑤	ご提出いただく諸規程は、適時開示、運用体制、投資運用の意思決定、内部統制の仕組みに関するもの（役員会規程、資産運用

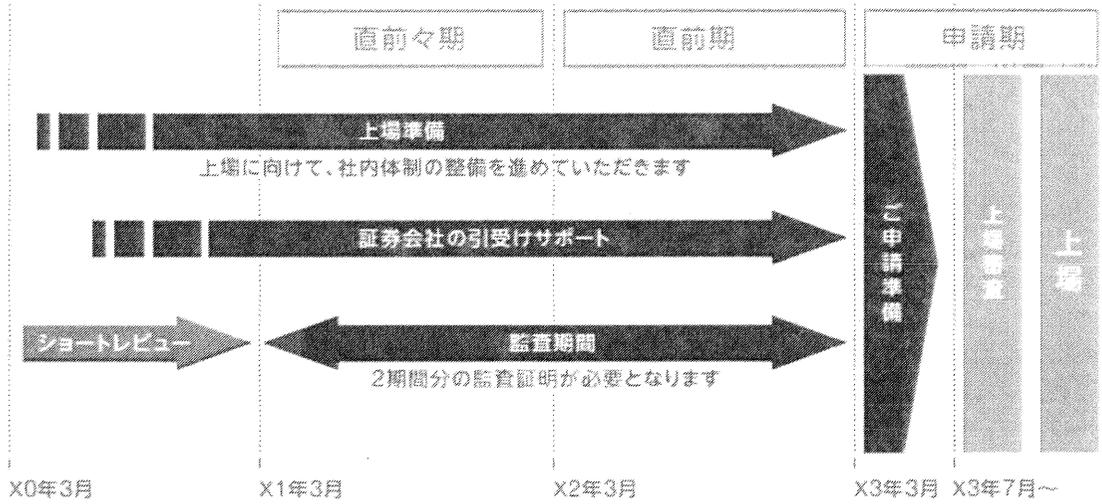
提出書類	部数	提出時期	提出の根拠規程	備考
				会社の定款、運用業務規程、運用ガイドライン、コンプライアンス規程、各委員会の規程、利害関係人との取引に関する規程等)になります。
有価証券届出書(ドラフト)◆	2部	上場申請日	規1204条⑤	継続開示を行っている場合、有価証券報告書(写)
資産保管契約書(写)(原)	1部	上場申請日	規1204条⑤	
一般事務受託者と締結した事務委託契約書(写)(原)	1部	上場申請日	規1204条⑤	
投資法人の登記事項証明書◆	1部	上場申請日	規1204条⑤	
資産運用会社の定款◆(写)(原)	1部	上場申請日	規1204条⑤	
資産運用に係る委託契約書(再委託に係る契約書写しを含む。)(写)(原)	1部	上場申請日	規1204条⑤	
資産運用会社の登記事項証明書◆	1部	上場申請日	規1204条⑤	
金融商品取引法第29条の2第2項に規定する業務の方法を記載した書類又はこれに類する書類	1部	上場申請日	規1204条⑤	原本証明を付してください。
資産運用会社の直近の貸借対照表及び損益計算書	1部	上場申請日	規1204条⑤	
資産運用会社におけるコンプライアンスの体制に係る説明書及び別紙	1部	上場申請日	規1204条⑤	
継続所有等に関する確約書(写)(原)	1部	上場申請日	施1220条①	上場申請前に発行された投資口に関する確約書(写)は、上場申請日にご提出下さい。上場申請日以後、上場日の前日までに発行された投資口(上場時の公募により発行されたものを除きます。)に関する確約書の写しは、確約後速やかにご提出下さい。
投資口の譲渡に関する通知書	1部	譲渡後直ちに	施1220条④(2)	確約の対象となる投資口の譲渡を行った場合には、ご提出ください。
投資法人に関するパンフレット等	15部	上場承認まで	規1204条⑤	目論見書のカラーページ(写)で代用可 上場承認日のおおよそ2週間前までにご提出ください。
発行状況に関する書面	1部	上場申請日	施1222条	
公募又は売出しの予定を記載した書面※◎	1部	上場承認まで	施1209条①	内容を確認いたしますので、上場承認日のおおよそ2週間前までにご提出ください。
ブック・ビルディングの方法に関する指針◎	1部	上場承認まで	施1216条②	「上場申請に係る不動産投資信託証券の公募又は売出し予定通知書」に記載することで代用が可能です。
上場前の公募等に係る配分指針	1部	上場承認日の前日まで	施1212条②	元引受取引参加者が、東証へ提出したことがない場合には、ご提出下さい。
取得する不動産等に係る売買契約書等(写)	各1部	上場承認日の前日まで	施1206条②(2)	内容を確認いたしますので、上場承認日のおおよそ2週間前までにご提出ください。
不動産投資信託証券上場契約書	1部	上場承認日	規1203条①	
取引所規則の遵守に関する確認書※	1部	上場承認日	規1204条⑦	投資法人の代表者及び投資信託委託業者の代表者による署名をしていただきます。
運用状況の予想に関するプレスリリース	1部	上場承認日	規1204条⑤	内容を確認いたしますので、上場承認日のおおよそ2週間前までにご提出ください。
発行又は売出しの決議に関するプレスリリース	1部	上場承認日 (発行決議日)	規1204条⑤	
有価証券届出書及びその添付書類(写)	2部	内閣総理大臣等に提出後	施1203条①(1)a	該当の場合のみ
有価証券届出効力発生通知書(写)	1部	内閣総理大臣等に提出後	施1203条①(1)b	該当の場合のみ
有価証券通知書(写)	2部	内閣総理大臣等に提出後	施1203条①(1)c	該当の場合のみ
届出目論見書(届出仮目論見書を含む。)	2部	内閣総理大臣等に提出後	施1203条①(1)d	該当の場合のみ (手続きの関係で6部ご提出いただきます。)
有価証券報告書(訂正有価証券報告書を含む。)及びその添付書類(写)	2部	内閣総理大臣等に提出後	施1203条①(2)a	該当の場合のみ
半期報告書(訂正半期報告書を含む。)(写)	2部	内閣総理大臣等に提出後	施1203条①(2)b	該当の場合のみ
非取引参加者金融商品取引業者又は外国証券業者との間で元引受契約又は募集若しくは売出しの取扱いを行うこととなる契約を締結したことを	1部	契約締結後、募集等が開始される前までに	施1214条	グローバルオファリングを実施する際に、幹事取引参加者グループの海外現地法人との間で契約を締結する場合等においても、提出することとなります。

提出書類	部数	提出時期	提出の根拠規程	備考
証する書面（写）				
仮条件決定に関するプレスリリース	1部	仮条件決定時	施 1217 条②	
条件決定に関するプレスリリース	1部	条件決定時	施 1211 条②	
公募又は売出し実施通知書※②	1部	上場前の公募又は売出しの申込期間終了の日から起算して3日目の日まで	施 1213 条①	

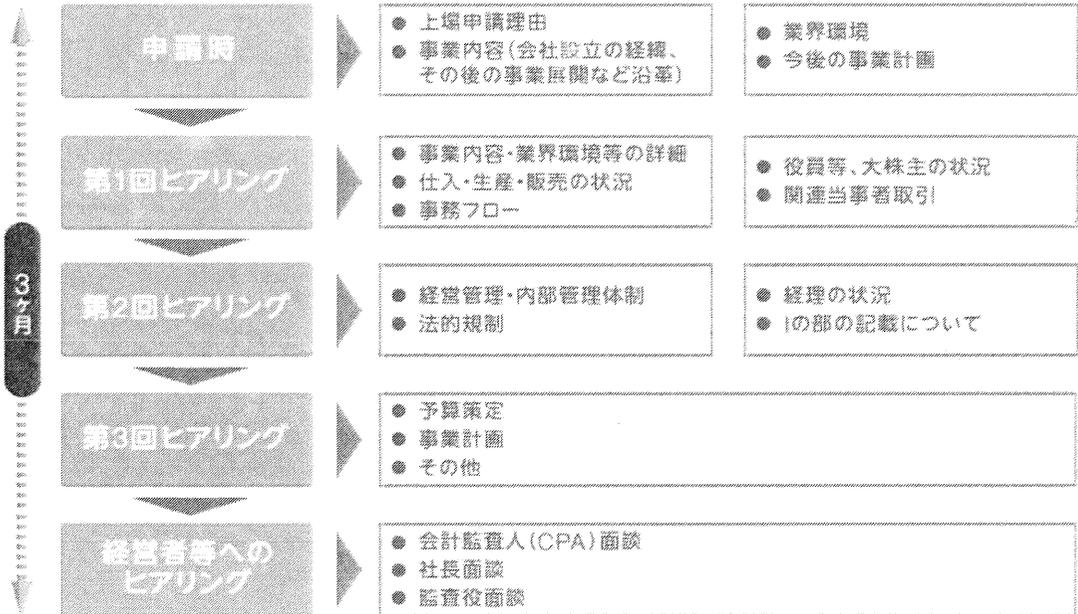
（注）予備申請をした場合には、その後上場承認日（発行決議日）の14日以上前の日までに正式な上場申請をすることになります。正式な上場申請日には予備申請時に提出した上場申請書類以外の上場申請書類の提出が原則必要になります。

# 上場準備に必要な期間

## モデルケース(3月期決算の場合)



## 上場申請後の審査内容



※上記の内容は、あくまでも想定ですので、申請会社の事業内容等によって変動することがあります。  
 ※上記ヒアリングに加えて、審査の過程で主要な施設・工場等への実地調査を行います。

- マザーズ、JASDAQ は審査期間が2ヶ月になります。

**有価証券新規上場申請書**  
(内国株券等)

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 殿

年 月 日提出

会社名 \_\_\_\_\_ 印

代表者の役職氏名 \_\_\_\_\_ 印

下記の株券等の（本則市場・マザーズ・JASDAQ）への新規上場を申請します。[注：該当する事項を丸で囲ってください。]

記

1. 新規上場申請に係る株券等

銘 柄	種 類	発行数	単元株式数
		株	株

(1) 新規上場申請に係る株券等のうち新規上場申請日現在未発行の株式

区 分	発行形態	取締役会 (株主総会) 決議日	基準日 (実質上)	分割比率 (割当比率)	申込期間	払込期日	発 行 年 月 日	新券交付 予 定 日	発 行 数
決議済の株式		..	(..)	:	自 .. 至 ..	..	..	..	株
未決議の株式		/	/	/	/	/	/	/	

(2) 潜在株式の状況

a. 取得請求権付株式又は取得条項付株式

株式の名称	株式の種類	取締役会 (株主総会) 決議日	発 行 年 月 日	発行価額 (払込金額)	発行株式数	取得請求 期間	取得価額	未取得の 株式数	未取得株式の取得 による株式総数
		..	..	円	株	自 .. 至 ..	円	株	株

b. 新株予約権

新株予約権 の 名 称	取締役会 (株主総会) 決議日	発 行 年 月 日	行使期間	行使時の 払込金額 (1株あたり)	未行使予約権の数	未行使予約権の 行使による株式総数
	..	..	自 .. 至 ..	円	個	株

(3) 自己株式の所有等の状況

a. 所有する自己株式の数

株
---

b. 自己株式の取得・処分等・消却の状況

取得決議株式数 (決議日)	取得株式数	処分等決議株式数 (決議日)	処分等株式数	消却決議株式数 (決議日)
株 ( . . . )	株	株 ( . . . )	株	株 ( . . . )

2. その他

(1) 新規上場申請に係る株券等以外の有価証券

株 式	銘柄	種類	発行価格	発行価額 (払込金額)	資本 組入額	取締役会 (株主総会) 決議日	発行 年月日	発行数	資本組入 総額	摘要
				円	円	円	. . .	. . .	株	円
社 債	銘柄	各社債 の金額	発行価格	/	/	取締役会 (株主総会) 決議日	発行 年月日	/	未償還額面 総額	摘要
		円	円	/	/	. . .	. . .	/	円	

(2) 有価証券の募集又は売出しの発行登録の内容

募集又は 売出しの別	有価証券 の種類	発行予定期間	発行予定額	主たる引受金融商品取引業者名 (予定)	摘要
		自 年 月 日 至 年 月 日	円		

(3) 新規上場申請に係る株券等の公募若しくは売出し又は新規上場のための数量制限付分売

公募又は売出しの別	公募又は売出し株数		数量制限付分売数
		株 うち自己株式の処分 株	売出し 株

(4) 新規上場申請に係る株券等の指定振替機関における取扱いについて

取扱いの対象 ・ 取扱いの対象となる見込み
-----------------------

(5) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日

年 月 日
-------

(6) 資本金の額

千円
----

(7) その他

- a. 本則市場への新規上場申請の場合  
市場第一部銘柄への指定申請

- b. JASDAQへの新規上場申請の場合  
内訳区分

スタンダード・グロース

以 上

(留意事項)

上場申請日以後、上場することとなるまでの間において内容に変更が生じた場合は、すみやかに当取引所所定の新規上場申請有価証券訂正通知書を提出してください。

(記載上の注意)

1. 新規上場申請に係る株券等

- (イ) 上場希望日における発行株式の銘柄、発行数等を記載してください。
- (ロ) 銘柄の欄は、〇〇株式会社株式、新株式等、種類の欄は普通株式等を記載してください。
- (ハ) 発行数の欄は、新規上場申請日現在の発行済株式数に (1) に記載の株式数を加えて記載してください。
- (ニ) 単元株式数の欄は、単元株式数を定める場合に記載してください。なお、新規上場申請日における単元株式数が 100 株でない場合、上場希望日までに単元株式数を 100 株にするための決議等の日程を当該項目の末尾に注記してください(新規上場申請者が国内の他の金融商品取引所に上場している場合又は日本証券業協会が指定するグリーンシート銘柄である場合を除く)。

(1) 新規上場申請に係る株券等のうち新規上場申請日現在未発行の株式

- (イ) 発行形態欄は株式分割・株主割当・公募・第三者割当の別を記載してください。
- (ロ) 基準日(実質上)欄及び分割比率(割当比率)欄は、発行形態が株式分割又は株式割当の際に記載してください。また、株主名簿管理人の休業日等により、株式分割及び株式割当の基準日と実質上の基準日が異なる場合には、実質上の基準日を( )内に記載してください。
- (ハ) 取締役会決議日について、委員会設置会社における執行役の決定を行っている場合には、執行役の決定日を記載してください(以下同じ)。

(2) 潜在株式の状況

- (イ) 転換(会社がその発行する株式又は新株予約権を取得するのと引換えに株式を交付することをいう。以下同じ。)及び権利行使等によって交付される株式の種類が新規上場申請に係る株券等と同一のもののみ記載してください。
- (ロ) 株式分割や発行時の契約等により、転換及び権利行使等の条件が発行当時から変更されているものについては、新規上場申請日現在の条件を記載してください。
- (ハ) 該当するものがある場合には発行決議時における取締役会議事録、執行役の決定があったことを証する書面又は社債発行要項を別途、提出して頂きます。
- (ニ) 2002 年改正前の旧商法に基づく潜在株式がある場合は下記 c. から f. の各記入欄の内容を b. の後に追加して記載してください。
- (ホ) オーバーアロットメントによる売出しに伴うグリーンシューオプションがある場合で、上場希望日において株式が未発行となるものがある場合には下記 g. の記入欄の内容を記載してください。
- (ヘ) 外貨建て新株予約権付社債(2002 年改正前の旧商法に基づき発行された転換社債を含む)を発行している場合には、新規上場申請日現在の固定為替レートを注記してください。

c. 2002 年改正前の旧商法に基づき発行された優先株式等

株式の名称	取締役会 (株主総会) 決議日	発行年月日	発行価額	発行株式数	転換請求期間	転換価額	未転換株式数	未転換株式の 転換による株式総数
			円	株	自 至	円	株	株

d. 2002 年改正前の旧商法に基づき発行された転換社債

社債の名称	取締役会 (株主総会) 決議日	発行年月日	転換請求 期間	償還期限	転換価額	未償還 額面総額	未転換分の 転換による株式総数
			自 至		円	円	株

e. 2002 年改正前の旧商法に基づき発行された新株引受権付社債

社債の名称	取締役会 (株主総会) 決議日	発行年月日	行使請求 期間	償還期限	行使価額	付与比率	未償還 額面総額	未行使引受権の 行使による株式総数
			自 至		円	%	円	株

f. 2002 年改正前の旧商法に基づき発行された旧商法第 280 条の 19 第 1 項の新株引受権

取締役会 (株主総会) 決議日	権利付与日	権利行使 期間	発行価額 (権利行使価額)	未行使引受権の 行使による株式総数
		自 至	円	株

g. オーバーアロットメントによる売出しに伴う第三者割当

取締役会 決議日	払込期日	発行数
		株

(3) 自己株式の所有等の状況

- (イ) 「所有する自己株式の数」は、新規上場申請日現在の所有株式数を記載し、消却の決議のあるものはこれを除いてください。
- (ロ) 「自己株式の取得・処分等・消却の状況」は、上場申請日現在、取得決議済み未取得株式、処分等決議済み未処分等株式、消却決議済み未消却株式がある場合に記載してください。なお、決議が複数回行われた場合は区分して記載してください。
- (ハ) 取得決議株式数欄は自己株式の取得に係る会社法第 156 条第 1 項（同法第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含みます）の規定による決議株式数を、取得株式数欄は当該取得決議に伴う取得株式数を記載してください。
- (ニ) 処分等決議株式数欄は自己株式の処分に係る会社法第 199 条第 1 項の規定による決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む）又は会社法第 749 条第 1 項第 2 号、第 758 条第 4 号若しくは第 768 条第 1 項第 2 号に規定する金銭等として自己株式を交付する場合における会社法第 795 条第 1 項の規定による決議（会社法第 796 条第 1 項又は第 3 項の規定により当該決議を要しない場合にあつては、吸収合併契約、吸収分割契約又は株式交換契約の内容についての取締役会決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む）を含む）株式数を、処分等株式数欄は当該処分決議に伴う処分等株式数を記載してください。
- (ホ) 消却決議株式数欄は自己株式の消却に係る会社法第 178 条第 2 項の規定による決議（委員会設置会社にあつては執行役の決定を含む）株式数を記載してください。

2. その他

- (1) 新規上場申請に係る株券等以外の有価証券
- (イ) 株式の摘要欄は配当や議決権の有無等、株式の内容及び単元株式数（単元株式数を定める場合）を記載してください。
- (ロ) 社債の発行価格は券面額 100 円についての発行価格、摘要欄は償還期限等を記載してください。
- (ハ) 株式、社債以外の有価証券については、1. (2) で指定する記入欄に準じて記載してください。
- (ニ) 預託証券は除きます。
- (2) 有価証券の募集又は売出しの発行登録の内容
- (イ) 新規上場申請日現在において発行予定額がある場合に記載してください。
- (ロ) 該当する場合、発行登録書（訂正発行登録書を含む）の写しを添付してください。
- (3) 新規上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は新規上場のための数量制限付分売
- (イ) 新規上場申請に係る株券の公募若しくは売出し又は新規上場のための数量制限付分売（以下、公募等）を行う場合に記載してください。
- (ロ) 新規上場申請に係る株券の公募又は売出しにおいて、オーバーアロットメントによる売出しを行うことができる場合には、当該売出しを除いて記載し、当該売出し及びそれに関連する事項（シンジケートカバー取引、グリーンシューオプション）の内容を末尾に具体的に注記してください。
- (ハ) 本申請書の提出時に公募等の詳細が決定していない場合には、公募等を行う旨のみ記載してください。
- (4) 新規上場申請に係る株券等の指定振替機関における取扱いについて
- (イ) 既に他の取引所に上場するなど、既に指定振替機関（株証券保管振替機構）の振替業における取扱いの対象である場合は「取扱いの対象」を、今後上場までに社債、株式等の振替に関する法律第 13 条第 1 項の規定に基づく同意を行うなど、指定振替機関の振替業における取扱いの対象となる見込みである場合は「取扱いの対象となる見込み」を選択してください。
- (5) 取締役会設置会社である旨の登記が行われた日
- (イ) 会社法施行前に設立された会社については、「2006 年 5 月 1 日」と記載してください。
- (ロ) 過去において取締役会設置会社でない期間がある場合には、最近において取締役会設置会社である旨の登記が行われた日を記載してください。
- (7) その他
- (イ) 本則市場に上場申請し、市場第一部銘柄への指定を申請する場合には、「a. 本則市場への申請の場合 市場第一部銘柄への指定申請」欄に「申請します」と記載してください（マザーズ及び JASDAQ に新規上場申請する場合は記載しないでください）。
- (ロ) JASDAQ に上場申請する場合、「b. JASDAQ への新規上場申請の場合 内訳区分」欄の該当する内訳区分を丸で囲ってください（本則市場及びマザーズに新規上場申請する場合は記載しないでください）。

※本書の提出に当たっては、この（留意事項）及び（記載上の注意）の添付は必要ありません。

# 請求書

株式会社La・Gola

様

項目	報酬額	摘要
特許出願諸費用	600,000円	税込
銀行・証券対応事業計画作成報酬	300,000円	税込
プレシヨートレビュー実施	200,000円	税込
CFO候補、公開スタッフ採用時スキルチェック	100,000円	税込
企業価値評価	500,000円	税込
許認可・法務対応・人事労務管理体制支援	300,000円	税込
稟議書作成支援	200,000円	税込
業務フローチャート作成支援	200,000円	税込
規程作成支援	200,000円	税込
会計制度構築支援	300,000円	税込
計	2,900,000円	
消費税		
合計	2,900,000円	
立替金		
その他		
	計	
総合計	2,900,000円	
前受金		
差引請求額		

上記のとおりご請求いたします

平成28年2月20日

NO.120004

事業所所在地  
事務所名  
弁理士・行政書士

東京都渋谷区道玄坂  
LEC弁理士行政書士事務所  
芦田 圭司